

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、常勤の監査委員の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

・ 7 6 万 1 , 0 0 0 円 → 7 8 万 6 , 9 0 0 円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和 7 年 1 2 月 1 日

※常勤の監査委員の期末手当については、港区常勤の監査委員の給与等に関する条例第 4 条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。